6815.20 〜 6815.99		［略］			6815.20 〜 6815.99		［同左］		
［略］					［同左］				
73.01 〜 73.07		［略］			73.01 〜 73.07		［同左］		
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7308.10		［略］			7308.10		［同左］		
7308.20	000	―塔及び格子柱		ＫＧ	7308.20		―塔及び格子柱		
						100	――鉄塔及びその部分品		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
7308.30 〜 7308.90		［略］			7308.30 〜 7308.90		［同左］		
73.09 〜 73.26		［略］			73.09 〜 73.26		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01 〜 84.06		［略］			84.01 〜 84.06		［同左］		
84.07		ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）			84.07		ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）		
8407.10 〜 8407.29		［略］			8407.10 〜 8407.29		［同左］		
		―ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）					―ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）		
8407.31		［略］			8407.31		［同左］		
8407.32	000	――シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの	ＮＯ	ＫＧ	8407.32		――シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの		
						100	―――モーターサイクル用のもの	ＮＯ	ＫＧ
						900	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
8407.33		［略］			8407.33		［同左］		
8407.34	000	――シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	ＮＯ	ＫＧ	8407.34		――シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの		
						100	―――モーターサイクル用のもの	ＮＯ	ＫＧ
						900	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
8407.90		［略］			8407.90		［同左］		